

公益財団法人日本郵趣協会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本郵趣協会定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払)

第3条 役員等は無報酬とする。ただし、代表理事及び業務執行理事に対し、その職務の対価として報酬を支給することができる。

2 代表理事及び業務執行理事の報酬は、別表「年間報酬額」に定める金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

3 報酬は年間報酬額の12分の1をもって月額報酬とし、その支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

4 事務局長等を兼務する業務執行理事の給与は、給与規程で定めるところによる。

(費用)

第4条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別に定める旅費規程に基づき、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。(2010年10月30日 第103回理事会議決)
規程一部改正 第104回理事会議決(2010年12月27日付け書面表決)

別表

| | |
|-------|----------------------|
| 常勤役員 | 年間報酬額 年間 600万円までの範囲内 |
| 非常勤役員 | 年間報酬額 年間 240万円までの範囲内 |